

第8回香南市農業委員会議事録（令和2年8月）

1. 開催日時 令和2年9月2日（水） 午後1時33分から午後2時11分

2. 開催場所 香我美市民館1階 大ホール

3. 出席委員（32人）

農業委員（17人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、6番百田順一、7番岡村 彰、9番柳本 章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）

農地利用最適化推進委員（15人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、12番久武光顕、13番河崎勝實、14番乾 祐司、15番水田恭二、16番恒石 謙、18番杉村敬介

4. 欠席委員

農業委員 5番門脇芳充 8番近森一夫

農地利用最適化推進委員 10番柳本佳洋 11番末久直樹 17番谷山彰夫
19番高倉 享

5. 議事日程

（1）開 会（会長）

（2）議事録署名委員の指名 2番横田榮介 3番野島利英

（3）議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について

議案第5号 農地法第18条の規定による合意解約について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

その他の件 ①農地あっせん申し出について

②香南市土地環境保全審議会委員の推薦について

6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長

中邑 彰彦

農業委員会事務局主任

宇田 道太郎

農業委員会事務局主事

刈谷 弘法

7. 会議の概要

議長 ただ今から第8回香南市農業委員会を開催致します。新型コロナウイルス感染症もですが、いつまでこの残暑が続くのかと思いやられるこの頃です。そのような中、苗づくりなど時期作への準備にお忙しい日々を過ごしていることと思います。9月は農地パトロール活動もあります。くれぐれもお体ご自愛のうえ頑張ってくださいたいと願っております。

最初に本日の出席委員の報告を願います。

(開会 13時33分)

事務局 本日の出席委員は17名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。

なお、本日欠席の連絡がありましたのは8番農業委員、5番農業委員は連絡がとれておりません。それと10番、11番、17番、19番推進委員です。

議長 次に本日の議事録署名委員を指名させていただきます。2番横田委員、3番野島委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いします。

なお、本日も現地案件がございましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、バス移動を自粛し中止することとしましたので、ご理解の程よろしく願います。

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは事務局より説明を願います。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号38番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字釋迦堂2093番外2筆、地目は田、面積1,724㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号38番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば7番農業委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして、受付番号39番の説明を致します。

申請地は香我美町山北字香箱3429番1、地目は畑、面積は204㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号39番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

補足説明があれば8番農業委員さんが欠席ですので7番推進委員さんお願いします。

7番 事務局の説明どおりで問題ありません。

推進委員

事務局 続きまして、受付番号４０番と４１番は関連しておりますので一括して説明を致します。

申請地は吉川町吉原字外前川１７３６番２外２筆、地目は畑、面積２,９９２㎡。及び、４１番は香我美町岸本字ルノ丸３２８番７３外２筆、地目は畑、面積２,７１５㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。

受付番号４０番につきましては、申請地は長年耕作されていなかったため、雑木が生えてすぐに耕作できる状態ではないため、申請人に直接出向いてもらい耕作計画書を提出いただきました。耕作計画書には伐根から植え付けまでの計画が記載されております。調査書に添付しておりますのでご覧ください。

また、申請人は現在経営農地がありませんが、今回取得予定の吉川町の農地と香我美町の農地を合計すると、３条の許可要件である４０アールを超えるため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、農機具につきまして、譲受人は持っていないという事で聞き取りをしまして、機具については４０番の譲渡人から借りるという事を、譲渡人も同席していましたので聞いております。

補足説明があれば１１番農業委員さん、及び５番農業委員さんが欠席ですので５番推進委員さんお願いします。

１１番 事務局の説明どおりですが、農機具も持ってなくて高知市から吉川、岸本に作業に来るという事で懸念していますが、事務局が聞いた結果、通ってくるという事で、いままで放棄地であったのが解消になるということで問題ないと思います。

５番 １１番委員が言ったように懸念するところはあったのですが、耕作計画も提出されており問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。

４番 生姜を１ｈａ栽培していたという事ですが、それで農機具を持っていないというのは考えれない。

事務局 この方は、経営していたのではなく手伝いでやっていた方で、機具は持っていません。

議長 他にございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。
３条４件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第２号農地法第５条の規程による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第５条の規定による許可申請につきまして受付番号２２番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字トノ丸８５０番２、地目は畑、面積は３１４㎡です。
位置図及び配置図は１ページから３ページ、現況写真は１ページ・２ページをご覧ください。

申請地は三又の南南東約１４０ｍで、西上野公民館の約５０ｍ南に位置し、自己用住宅を建築するものです。

なお、土地の名義人は既に亡くなっており、相続登記が完了しておりませんが、その相続人７名が連名で貸人となって、借人の自己用住宅を建築するものです。

周囲の状況は、東は宅地および同意のある畑、西は香南市道を挟み宅地、南は貸人名義の畑、北は宅地です。

農地の区分としては、「甲種、第１種、第３種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第２種農地に該当すると判断します。

造成につきましては、切土・盛土はなく、表層を砕石仕上げで整地します。

排水につきましては、位置図および配置図３ページのとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、南側の貸人所有の畑「８５０番５」の一部を通り、市道を挟んだ西側の既設水路へ排水します。雨水も生活雑排水と同様の経路で西側の既設水路へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、西側既設水路への排水管接続については香南市建設課より許可済みです。また、排水管が南側農地の一部を通ることに關しては、１００ｍｍ配管を約５７ｃｍ～６４ｃｍの深さに埋設する計画であり、営農には影響がないと思われます。なお、排水管の埋設に関する貸人の承諾書も提出されております。

補足説明があれば１８番農業委員さんお願いします。

１８番 事務局の説明どおりで問題ありません。

事務局 続きまして受付番号２３番の説明を致します。

申請地は、野市町西野字ヨノ丸２４００番１と２４０１番１、地目は田、面積は合計で１２３．４９㎡です。

位置図及び配置図は４ページから６ページ、現況写真は３ページ・４ページをご覧ください。

申請地は国道５５号線、日産サティオ高知野市店前交差点の南約３００ｍの東中筋南公民館から東へ約６０ｍの農地で、譲受人が自己用一般住宅用地とするものです。現況写真３ページのとおり、北側の令和２年６月２日に非農地証明書が発行された２３９７番２と、西側の宅地である２４０２番１とを合わせて一体的に住宅用敷地として使用します。

住宅自体は既に建築済みですが、以前は現在よりも南側にあった住宅を、高規格道路の整備に伴う立ち退きによって、現在の場所に建築した経緯があり、土地の収用によって狭くなった敷地を以前に近しい状態とするため、兄名義の申請地を譲り受けて住宅用敷地とするものです。

周囲の状況は、一体利用地全体で見て、北は香南市公衆用道路、これは香南市認定農道になっております。それを挟み譲渡人名義の田および墓地、西は譲受人名義の田および同意のある田、東は譲渡人名義の田。南は宅地および田ですが、どちらも国土交通省の高規格道路用地です。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

整地のみで造成は行わず、駐車および回転スペースは砂利敷き、その他は植樹のため土のまま使用します。

排水につきましては、位置図及び配置図5ページの青矢印で示されたとおり、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、住宅のある土地2402番1から見て北側の青線へ排水し、雨水は北側および東側の青線へ排水します。

排水に関しては地元の同意を得ており、合併浄化槽の放流管については既設です。進入路である2397番2と住宅の建っている2402番1との間にある青線への進入用縞鋼板設置については香南市建設課より許可済みです。

また、申請地と住宅の建っている2402番1との間にある青線への通行用縞鋼板設置につきましては、この青線は現況土水路ですが、南側の高規格道路整備に伴い今後三面張り水路に整備される計画であることを高知県中央東土木事務所へ確認済みであり、その整備後に縞鋼板を設置することが可能であることは香南市住宅管財課と協議済みです。

補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 事務局の説明どおりで問題ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら裁決にはいります。
5条2件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により、許可に同意し、意見書をつけまして、知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第3号非農地証明についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号27番の説明を致します。
申請地は、香我美町下分字高垣1545番2、地目は畑、面積は69㎡です。
位置図は7ページ、現況写真は5ページをご覧ください。
申請地は、昭和38年頃、隣地の方の要望により建物を建築することを承諾し、その方が居宅を建築し、その後物置となって現在に至ります。
補足説明があれば8番農業委員さんが欠席ですので8番推進委員さんお願いします。

8番 推進委員 事務局の説明どおりで問題ありません。

- 事務局 続きまして受付番号 28 番の説明を致します。
申請地は、野市町本村字宮ノ谷 1481 番、地目は畑、面積は 33㎡です。
位置図は 8 ページ、現況写真は 6 ページをご覧ください。
申請地は、昭和 52 年に物置を建築しており、現在も隣接宅地の敷地と一体的な利用地となっております。
補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。
- 1 番 事務局の説明どおりで問題ありません。
- 議長 事務局の説明が終わりました。非農地証明について何か質問はございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ないようでしたら採決に入ります。
非農地証明 2 件、許可に同意される方は挙手願います。
- 議長 全員挙手により、許可に同意ということに決定を致します。
- 議長 続きまして、議案第 4 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得下限面積の設定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地取得「下限面積」の設定について 3 番の説明いたします。農地付き空き家バンクの地番指定の案件です。議案書 7 ページ、8 ページと現況写真 7 ページから 9 ページをご覧ください。
申請地は夜須町西山字宮ノ原 225 番外 3 筆。地目は畑で面積は合計で 336㎡です。
申請者は市外に在住しており、空き家バンクには登録済みで、宅地に隣接している農地も一緒に売買したいということでの申請です。
現地は年数回、草刈り等で保全管理はされていますが、耕作はされておらず、今後も耕作する見込みのない土地であります。
補足説明があれば 3 番農業委員さんお願いします。
- 3 番 問題ないと思います。
- 事務局 続きまして 4 番の説明をします。現況写真 10・11 ページをご覧くださいこの農地は 2 月の第 1 回農業委員会で地番指定し、3 月の第 2 回農業委員会で 3 条申請があり所有権の移転が完了し、登録されている住宅も改修が終了居住されております。取得した農地についても現地確認をしたところ枝豆、野菜、果樹の栽培を始めており、遊休状態が解消されておりますので、地番指定の解除を行うものです。
補足説明があれば 1 番農業委員さんお願いします。
- 1 番 事務局が説明しましたが、推進委員と事務局とで現地確認をしまして、写真のとおり枝豆や果樹を植え、きちんと栽培されており問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたらお諮りします。
農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積の設定について、提案のとおり決定することに、ご異議ない方は挙手願います。。

議長 全員挙手により、提案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規程による合意解約についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号23番の説明を致します。
申請地は野市町深淵字本田1092番、地目は田、面積2,618㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の変更による解約です。申請地は市の研修ハウスが建っており、今までは地権者が市に貸付けし、市が耕作者に貸付するという方法をとっていましたが、法律の変更により、地権者と耕作者が直接契約をしなければならなくなったため、解約するものです。耕作者の変更はありません。

続きまして、受付番号24番の説明を致します。
申請地は野市町深淵字本田1091番、地目は田、面積2,514㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の変更による解約です。この案件も受付番号24番と同じ理由で解約するもので、耕作者は変更ありません。

議長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

14番 市とは3年契約であったが、地権者との契約も3年になっていますか。

事務局 そこは、変わりはないです。

議長 他にありませんか。
(なしの声)

議長 ないようでしたら、お諮りいたします。
農地法第18条による合意解約について2件、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしということで、申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。
全員、確認していただいたでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について、利用権の設定19件、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、承認することとします。

議長 議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届出について5件ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました。その他の件について①農地のあっせん申し出について貸付け1件、売渡し・貸付け2件事務局より説明願います。

事務局 貸し付けが1件、貸付および売渡が2件でしております。貸付地は夜須町坪井地区で、現在ハウスが建っております。2年くらい前まで花を栽培しており、ビニールは剥いておりますが状態は良いです。貸付及び売渡地は香我美町下分地区と夜須町西山、上夜須地区です。こちらは、農地の状態が良くない所もありますが、また情報がありましたら、事務局までご連絡をお願いします。

事務局 あっせんについての補足ですが、現在、深淵にある市の研修ハウスで農業されている方が来年、レンタルハウス事業を使うにあたり、農地を探しています。ニラを作っており3反のハウスと作業小屋を建てれる広さの農地を探しています。場所はできれば居住地の東佐古から研修ハウスがある周辺ですが、トンネル越えた野市側でも香我美町下分周辺でも構わないということです。また、情報がありましたらお願いします。

議長 説明が終わりました。この件について発言のある方はお願いします。

議長 ないようでしたら、続きまして、②香南市土地環境保全審議会委員の推薦について、事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元に、現在の委員の名簿をお配りしています。今年の10月31日までの任期で各地区からの5名が委員となっております。新たに2年任期でということで、推薦をいただきたいと思います。

議長 事務局の説明が終わりました。この件につきまして、どのような方法で決定いたしましょうか。

17番 引続き、やっていただいたらどうでしょうか。

議長 先程、引続いてというご意見がございました。
お諮りします。引続きやっていただくということで、ご異議ございませんか。
（異議なしの声）

事務局 引続きよろしくお願いします。

議長 報告が終わりました。5名の香南市土地環境保全審議会委員の決定について、
ご異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。

議長 以上、本日予定していました全ての案件につきまして、審議は終了しましたが
何か他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第8回の香南市農業委員会を終了したいと思います。
どうもありがとうございました。

 なお、次回の農業委員会は、10月2日(金)午後1時30分から、この場所
で行いますので、よろしくお願いします。

(閉会 14時11分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長